

議案第 7 3 号

飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例の一部を改正する条例について

飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

運用基金の積み増しに伴う改正

飛驒市肉用繁殖雌牛導入基金条例の一部を改正する条例

飛驒市肉用繁殖雌牛導入基金条例（平成25年飛驒市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「25,284,000円」を「50,000,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条 略 (基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>25,284,000円</u> とする。 2・3 略 以下 略	第1条 略 (基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>50,000,000円</u> とする。 2・3 略 以下 略

条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例の一部を改正する条例について
担 当 部	農林部
提 案 理 由	運用基金の積み増しに伴う改正
制 定 改 廃 の 根 拠 等	市独自の改正
条 例 の 概 要	【改正の趣旨及び内容】 子牛の販売価格の低下を受け、市内で飼育される繁殖雌牛の頭数が減少していることから、飛騨市産飛騨牛生産基盤の維持強化を目的として、繁殖雌牛貸与頭数の維持・増頭を可能とするため、基金に積み増しを行う。 (改正前) 25,284,000円 → (改正後) 50,000,000円 (第2条関係)
市 民 へ の 影 響 等	対象となる者には有利となる改正
施 行 日	公布の日
備 考	【運用基金の積算根拠】 市内繁殖雌牛飼育頭数約1,100頭の1割に相当する110頭分の貸与に必要な金額 ①未経産牛 62万円×50頭＝31,000,000円 ②経産牛 31万円×60頭＝18,600,000円 ①＋②≒50,000,000円 ※6月補正予算にて対応予定